

福県医発第1526号（地）
令和3年8月20日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田峻一良
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する文書では、令和3年7月27日付（福県医発第1292号（地））文書にて第25報についてご連絡申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時的な取り扱いに関する第26報が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

なお、当該訪問看護指示書については、令和3年8月18日付（福県医発第1496号（地））文書「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）」をご参照ください。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県（一部の地域では指定都市又は中核市）へお問い合わせいただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

○ 介護保険最新情報vol.1002

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）

（令3.8.11 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）

(介 76)
令和 3 年 8 月 13 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第26報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いに関しましては、令和3年7月20日付（介69）文書にて第25
報のご連絡を申し上げたところですが、今般、厚生労働省より、当該臨時
的な取り扱いに関する第26報が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今般の事務連絡では、要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性とな
り自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある
と認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能である旨が示されてお
ります。

なお、当該訪問看護指示書については、令和3年8月12日付（保123）文
書「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いにつ
いて（その53）」をご参照ください。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合
において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では
想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和3年度新型コロナ
ウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体
制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県（一部の地域で
は指定都市又は中核市）へお問い合わせいただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医
師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1002

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時
的な取扱いについて（第26報）

（令 3.8.11 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護
推進課、老人保健課）

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中

← 厚生労働省 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）

計2枚（本紙を除く）

Vol.1002

令和3年8月11日

厚 生 労 働 省 老 健 局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 T E L : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3948、3989)
F A X : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年8月11日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

本日、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第26報）」を送付いたしますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問 要介護高齢者等が、新型コロナウイルス陽性となり、自宅療養を行う場合、医師が一時的に頻回の訪問看護を行う必要があると認め、特別訪問看護指示書を交付することは可能か。

(答)

可能である。

なお、当該訪問看護指示書については、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 53）」（令和 3 年 8 月 11 日保険局医療課事務連絡）を参照いただきたい。

また、介護サービスを利用する要介護高齢者等が自宅療養となった場合において介護サービスを提供したときに、通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用が発生した場合は、「令和 3 年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の活用について、事業所の所在する都道府県（一部の地域では指定都市又は中核市）へお問い合わせいただきたい。